

工事契約における単品スライド条項の適用に伴う対応の変更について

今般の中東情勢の変化等による原材料価格やエネルギーコスト等の上昇を踏まえ、「工事契約における単品スライド条項の適用に伴う対応について」（令和8年4月23日掲載）でお知らせしましたとおり、現在本市の工事契約における単品スライド条項の運用を変更し、令和8年6月23日までに工期満了となる残工期が2か月未満の工事についても対象としているところです。

このたび、変更した運用の適用期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

1 単品スライド条項の運用について

工事請負契約約款を適用している工事のうち、残工期が2か月未満の工事であっても**令和9年3月31日までに工期満了となる案件**については、「単品スライド条項取扱要綱」の規定にかかわらず、請求を可能とします。

また、請求に当たっては、事務手続きに一定期間を要することから、手続き開始前の早い時期から監督員に事前相談していただくよう、ご協力をお願いいたします。

横浜市 HP（スライド関連）

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/inflation-slide.html>

2 お問い合わせ先

契約中の案件で上記手続きに関すること（工期や金額などを含む）については、工事担当課に直接お問い合わせください。

3 その他

インフレスライド等につきましては、「ヨコハマ・入札のとびら」の令和8年2月27日にお知らせいたしました「公共工事設計労務単価の改定（令和8年3月）に伴う特例措置及びインフレスライドの実施について（工事）」をご確認ください。

【URL】 <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/08tokurei-kouji-tobira.pdf>

また、今後の社会経済情勢を踏まえ、適宜、対応をご案内いたします。

（このお知らせに関すること）

横浜市総務局契約第一課

電話：045-671-2246

（単品スライド条項運用マニュアルに関すること）

横浜市都市整備局公共事業調整課

電話：045-671-2025